

第4次 美瑛町食育推進計画



令和4年3月

美 瑛 町

目 次

1. 趣旨及び目的	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	4
4. 美瑛町の食をめぐる現状と課題	5
5. 目標	9
6. 計画の体系	10
7. 美瑛町における食育の実践項目	11
8. 美瑛町における主な食育の実施策	12
9. 用語解説	15



あぐりスクール in びえい
田植え体験



あぐりスクール in びえい
稲刈り体験

1. 趣旨及び目的

近年、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、食を取り巻く環境も大きく変化しています。共働きや単身赴任が一般的になる中、即席食品や冷凍食品等の種類も豊富になり、食事における利便性は高まる一方で、不規則な食事や栄養の偏り、肥満、生活習慣病、孤食、朝食欠食、メディアの影響による過度な痩身志向のもとでの栄養不足などが問題視されています。また、情報が氾濫する昨今において、食に関する誤った情報も錯綜しており、健康面への影響も懸念されています。さらに、食の多様化により、家庭や地域の伝統的な食文化も失われつつあります。

世界的な状況においては、総人口が発展途上国を中心に増加傾向にあり、食糧需給の更なる逼迫が予想されることに加え、飽食の地域における食品ロスの増加により飢餓人口は増加し、飽食と飢餓の地域格差はますます拡大していくことが推測されています。

こうした背景のもと、2015（平成27）年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が採択され、食料の安定確保、栄養の改善、持続可能な農業の推進などが目標に掲げられました。

国内におけるSDGsをより推進するため、日本政府は2016（平成28）年にSDGsアクションプランを策定し、アクションプラン2019では食育の記載が追加されました。

食に関する問題は優先して取り組むべき重要課題であり、美瑛町においても、食育の推進は喫緊の課題であることから、「第4次美瑛町食育推進計画」を策定し、町民一人一人の食に対する意識の向上や生涯元気に暮らせる健康づくり、地消地産の推進、持続可能な食環境づくりを目指して食育を推進していきます。

○持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標です。その一つとして「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



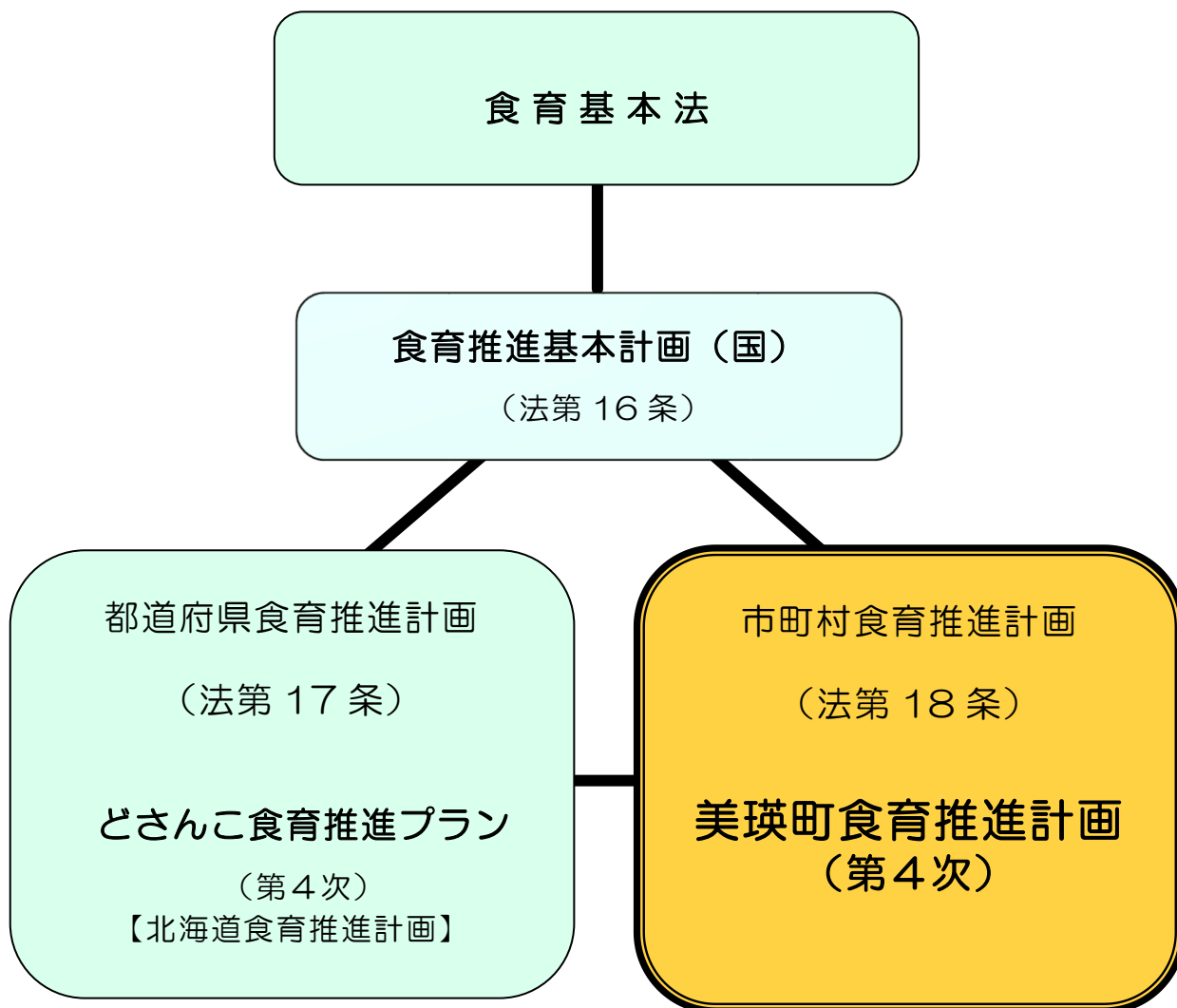
○食育ピクトグラム

農林水産省が策定した第4次食育推進基本計画の重点事項の「普遍的に取り組むべき項目」をもとに、2021（令和3）年に作成されました。食育の取り組みを子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字であるピクトグラム等を活用し、多くの人に使用してもらうことを目的としています。



2. 計画の位置づけ

本推進計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、食育を具体的に推進するための計画として策定しています。



3. 計画の期間

この計画の期間は、2022（令和 4）年度から 2026（令和 8）年度までの 5 年間とします。

4. 美瑛町の食をめぐる現状と課題

美瑛町は十勝岳の噴火によって形成された丘陵地帯ながら、寒暖差の激しい気象と広大な土地をいかし、多種多様な農畜産物が育てられ、道内で生産できるほぼ全ての作物が生産されるなど、日本の食糧基地として国民生活に大きく貢献しています。

これまで美瑛町では、栄養の偏りや生活習慣病、地消地産の推進などの課題に対し、食育推進計画のもと、町民意識の向上や学習機会の提供を図ってきました。

その中で地消地産の取り組みも着実に浸透し、各団体が行うイベントや学校給食では地場産品を最大限使用するほか、健康の維持・増進のための食習慣の形成を図ってきました。その一方で、核家族化が進んだことによる孤食、情報の錯綜による誤った食事方法やダイエットなど、食における問題も多様化し、従前の取り組みでは対応が不十分となります。また、十勝岳噴火等の災害に備え、食の備蓄や物資供給のフロー整備などを進めていく必要があります。現状の課題に即し、地域全体での更なる食育の推進が求められています。



食育授業の様子

食をめぐる社会情勢の変化

1 核家族世帯、単独世帯の割合の推移

北海道と同様に、美瑛町における核家族世帯と単独世帯を合わせた割合は増加しており、2020（令和2）年には全体の89.8%を占め、2005（平成17）年に比べ8.2ポイント上昇しています。

【北海道】 (単位：%)

	2005年	2010年	2015年	2020年
核家族世帯	58.9	57.5	55.9	53.6
単独世帯	32.4	34.8	37.3	40.5
合計	91.3	92.3	93.2	94.1

【美瑛町】 (単位：%)

	2005年	2010年	2015年	2020年
核家族世帯	58.1	58.8	57.3	57.2
単独世帯	23.5	25.6	30.6	32.6
合計	81.6	84.4	87.9	89.8

資料：総務省「国勢調査」

2 高齢者のいる一般世帯に占める高齢者の単独世帯の割合の推移

高齢者のいる一般世帯のうち、65歳以上の単独世帯の割合についても高まる傾向にあり、美瑛町においては、2020（令和2）年には全体の35.0%を占め、2005（平成17）年に比べ15.4ポイント上昇しています。

【北海道】 (単位：%)

	2005年	2010年	2015年	2020年
高齢者（65歳以上） の単独世帯核家族世帯	26.7	29.6	32.0	34.3

【美瑛町】 (単位：%)

	2005年	2010年	2015年	2020年
高齢者（65歳以上） の単独世帯核家族世帯	19.6	22.8	27.9	35.0

資料：総務省「国勢調査」

3 就業者数（役員を除く雇用者）の推移

女性の就業者数の割合は、年々増加傾向にあり、2020（令和2）年には全体の45.0%を占め、2005（平成17）年に比べ5.1ポイント上昇しています。

【北海道】

	2005年	2010年	2015年	2020年
全就業者数(万人)	281	260	255	262
女性就業者数(万人)	112	111	112	118
割合(%)	39.9	42.7	43.9	45.0

資料：総務省「労働力調査」年平均

4 小中学校における朝食の摂取状況

直近5年間の全国学力・学習状況調査によると、朝食を摂る小・中学生の割合は9割前後で推移しています。美瑛町においては、2021（令和3）年の小学6年生の摂取状況が100%となっており、取り組みが浸透してきた結果と考えられます。しかしながら、中学3年生においては82.4%と17.6%が欠食状況にあり、2017（平成29）年と比べ12.4ポイント下降しています。

【小・中学生の朝食摂取状況（北海道と美瑛町）】（単位：％）

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
小学校 6年生	北海道	94.1	92.8	94.0	—	93.5
	美瑛町	96.0	85.2	98.3	98.3	100
中学校 3年生	北海道	92.3	90.8	92.4	—	91.7
	美瑛町	94.8	95.8	93.5	94.8	82.4

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

「朝食を毎日食べていますか」の問いに対し「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合

※北海道の2020年調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

5 肥満の状況とそれに伴うリスクの増大

美瑛町におけるメタボリックシンドローム該当者及び予備群は食生活の様式の変化等の要因により年々増加しています。また、2020（令和2）年においては、新型コロナウイルス感染症の影響による食生活及び活動量の変化により、メタボリックシンドローム該当者・予備群の増加がみられ、今後、生活習慣病のリスク増大や医療費の増加につながることも考えられます。

【メタボリックシンドロームの状況】

	健診対象者数 ① (人)	健診受診者数 ② (人)	受診率 ③ (%)	メタボ 該当者 ④ (人)	割合 ⑤/⑥ (%)	メタボ 予備軍 ⑦ (人)	割合 ⑧/⑥ (%)	メタボ 該当者 +予備 ④/⑥ +⑦/⑥ (%)
2016年	2,467	1,167	47.3	205	17.6	128	11.0	28.6
2017年	2,352	1,122	47.7	188	16.8	115	10.2	27.0
2018年	2,246	1,190	53.0	226	19.0	116	9.7	28.7
2019年	2,176	1,176	54.0	228	19.4	114	9.7	29.1
2020年	2,147	1,169	54.4	251	21.5	112	9.6	31.1

※資料：H28-R2 法定報告（特定健診・特定保健指導実施結果報告）

・メタボリックシンドローム：腹囲が男性85cm、女性90cm以上で3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち2つ以上の項目に該当する者

・メタボリックシンドローム予備群：腹囲が男性85cm、女性90cm以上で3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち1つの項目に該当する者

6 2020（令和2）年度農作物生産量及び生産額

作物	作付面積 (ha)	生産量	生産額 (千円)
水 稻	916	91,600 俵	1,143,992
小 麦	3,236	280,385 俵	759,092
馬鈴薯	762	27,500 t	1,110,220
てん菜	1,072	78,720 t	750,756
大 豆	604	25,069 俵	285,215
その他 豆 類	359	14,706 俵	269,010
野菜等	908.8	20,259 t	3,171,099
肉 畜	—	23,724 頭	1,716,324
生 乳	—	32,872 t	3,208,797
その他	1,312.2	—	405,954
飼料用 作物	2,430	—	—
合 計	11,600	—	12,820,459

※資料：R1・R2 区域内農業生産実績（JA 調べ）



学校給食

5. 目 標

◇食育の定義

食育基本法において、食育とは「生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるもの」と定義されています。

人々の生命と豊かな生活を支える「食育」の取組は、町民一人一人が将来にわたり実践しなければなりません。

◇食育の目指す姿と基本目標

目指す姿

美瑛町の豊かな自然の恵みをいかし、食の力による健康で豊かな町民の生活と活力ある地域の実現

基本目標 1

食への関心を高め、豊かな心を育む食育の推進

基本目標 2

生涯を通じた健康の維持・増進を図る食育の推進

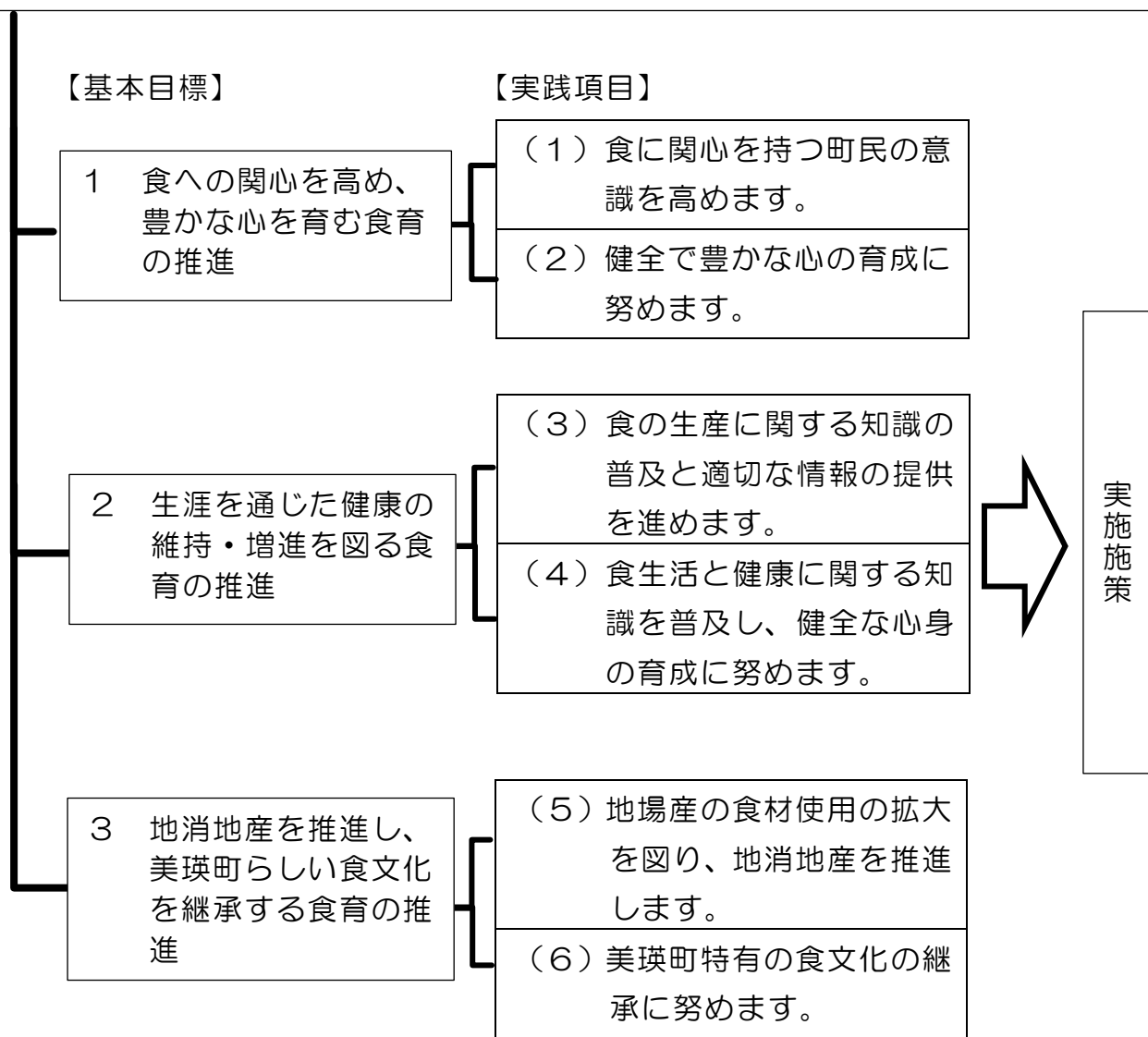
基本目標 3

地消地産を推進し、美瑛町らしい食文化を継承する食育の推進

6. 計画の体系

【目指す姿】

美瑛町の豊かな自然の恵みをいかし、食の力による健康で豊かな町民の生活と活力ある地域の実現



7. 美瑛町における食育の実践項目

実践項目

- (1) 食に関心を持つ町民の意識を高めます。
- (2) 健全で豊かな心の育成に努めます。
- (3) 食の生産に関する知識の普及と適切な情報の提供を進めます。
- (4) 食生活と健康に関する知識を普及し、健全な心身の育成に努めます。
- (5) 地場産の食材使用の拡大を図り、地消地産を推進します。
- (6) 美瑛町特有の食文化の継承に努めます。

食育推進の役割

町民（個人・家庭）や生産者、農林業関係団体、商工業団体、観光業団体、学校、保育所等がそれぞれの役割に応じた食育の取り組みを行っていきます。また、総合的な視野から行政、企業、関係機関との連携を図り、食育を推進していきます。

(1) 家庭の役割

家庭における基本的な食習慣を形成するため、「朝食を摂ること」「バランスの取れた食事」「食事におけるコミュニケーションの大切さ」等を伝え、各家庭に合った食育を実践します。

(2) 学校の役割

学校給食等を通して、正しい食習慣や食事の大切さを指導し、子どもたちの心身の育成に努めます。また、食に関する正しい知識を学ぶため、地域の生産者等と連携して農業体験や調理体験、食事マナー学習等を計画的に推進します。

保護者に対しては、学校を通じて適切な栄養管理について周知するなど、必要な知識の啓発に努めます。

(3) 地域の役割

地域主体の取り組みや活動を通し、美瑛産食材の積極的な活用や美瑛町の伝統的な食文化の継承に努めます。

(4) 生産者団体等の役割

安全で品質の高い食品を安定的に供給するとともに、6次産業化を進め、地消地産を推進します。また、各種体験活動の実施等学習機会の提供を通じて、地域の生産、流通に関わる人々の営みについて理解を深め、その大切さを伝える取り組みなどを進めます。

(5) 行政の役割

ライフステージに合わせた食習慣の確立支援や、食育の普及啓発活動を推進するとともに、健診結果を踏まえた各個人の健康状況に応じた栄養相談や運動指導の充実を図ります。また、地域や関係機関・団体、企業との連携を図り、町民の自主的な取り組みを支援するとともに、社会情勢に適応した食育を推進するための組織づくりなど、幅広い食育に取り組めます。

8. 美瑛町における主な食育の実施策

(1) 食に関心を持つ町民の意識を高めます。



事業名	取組内容	実施主体
どんぐり保育園・あおば幼稚園給食事業	情緒的機能の発達や自然の恵みへの感謝の意識高揚、家庭での食に関する話題作りにつなげます。	どんぐり保育園・あおば幼稚園
町外企業連携事業	包括連携協定による、地場産品の販路拡大・PR・地消地産を推進します。	美瑛町

(2) 健全で豊かな心身の育成に努めます。



事業名	取組内容	実施主体
学校給食事業	子どもたちに美瑛産食材を活用した給食の提供を行います。	教育委員会
学校バイキング給食事業	美瑛産食材を使用した料理などを提供し、バイキング形式で喫食することで、食文化への関心を高めます。	教育委員会
テーブルマナー教室	美瑛の農産物を使用した料理を味わうことで美瑛産食材の良さを体感するとともに、レストランにおけるテーブルマナーを学びます。	教育委員会
パン作り教室・料理教室・マナー教室	地域の一流料理人による美瑛産食材を使用した料理のプロセスを体験してもらうとともに、テーブルマナー等の食育・キャリア教育を実施します。	北瑛小麦の丘運営協議会
親子クッキング事業	親子向けの食育学習の実践機会として、美瑛産の農畜産作物を使用した料理教室を実施します。	公民館



マナー教室の様子



バイキング給食

(3) 食の生産に関する知識の普及と適切な情報の提供を進めます。



事業名	取組内容	実施主体
あぐりスクール in びえい	田植え、稲刈り、調理実習などの体験学習を通し、生産者の苦労や産物に対する感謝の気持ちを養うとともに、食べる喜びや自然の恵みへの感謝の心を育みます。	教育委員会
食育推進事業	学級園や学校農園を活用した栽培活動を行い、植えから収穫、調理までの活動を通して収穫の喜びや感謝の心を育てます。	教育委員会
町民農園	圃場を町民に貸し出し、農産物の生産を1から実践してもらいます。	美瑛町農業振興機構

(4) 食生活と健康に関する知識を普及し、健康の増進を図ります。



事業名	取組内容	実施主体
健康推進事業	健康相談、特定健診結果の説明、健康マイレージ事業を通じて、自らの健康と食習慣のつながりを理解し、健康の維持・増進が図れるよう個別栄養相談や運動指導を実施します。	保健センター
妊婦検診事業	妊娠届出時、妊娠中期に個別相談を実施します。妊婦用資料ファイルの配布や、必要時尿検査や簡易血糖測定を実施し、妊婦と胎児の栄養管理、食習慣の形成を図ります。	保健センター
育児力育成事業	離乳食教室や個別栄養相談、子どもノートを活用し、乳幼児期の食事についての知識や技術の普及を図ります。	保健センター
乳幼児保健指導事業	乳幼児期検診場面での個別栄養相談・講話、学習教材を提供することで、発育発達過程に応じた食の知識の普及と保護者の食への関心を高めます。	保健センター

(5) 地場産の食材使用の拡大を図り、地消地産を推進します。



事業名	取組内容	実施主体
各スポーツイベント	各スポーツイベントの交歓会や競技の参加者に美瑛産の農畜産物を使用した料理を提供し、地場産品をPRします。	各スポーツイベント主催団体
農畜産物加工体験（農業技術研修センターみのり）	農業技術研修センターみのりを活用し、地場農産物の加工品を製造し商品化等を行うことで地消地産の取り組みを推進します。	美瑛町農業振興機構
美瑛小麦推進事業	美瑛産小麦のブランド化、相互理解、情報発信等に取り組み、美瑛産小麦のPR及び普及を図ります。	美瑛小麦推進協議会
ふるさと市場での販売	美瑛町の農畜産物とそれを原料にした加工品を販売します。	ふるさと市場

(6) 美瑛町特有の食文化の継承に努めます。



事業名	取組内容	実施主体
農村ネットワーク交流事業	上川管内の農村女性の交流会でそれぞれの活動を共有するとともに、地場農産物をいかした地域活性化や加工・販売の工夫、食育への関わりなどを考えます。	ネットワークすずらん
学校だより（給食だより）発行	学校給食の献立内容や使用食材、食に関する情報を発信することで、家庭での食に対する理解や食文化への理解を深めます。	教育委員会
ブランディング事業	食を含めた品質の高い特産品を町公式ブランド「ビエイティフル」に認定し、美瑛町らしい食文化を形成します。	丘のまちびえい活性化協会
ふるさと納税	特産品を返礼品として全国に届け対外的にPRするとともに、持続可能な生産活動の支援と寄付金を活用した食文化の保全・継承に努めます。	美瑛町
ラスノーブル苗復活プロジェクト	種子の供給が終了した美瑛町独自の品種であるアスパラガス「ラスノーブル」苗を復活させ、苗の供給を目指します。	美瑛町・JA びえい・白金アスパラガス生産部会

9. 用語解説

○国連サミット（P2）

ニューヨークの国連本部において 2015（平成 27）年 9 月に開かれた、環境問題と持続可能な開発に関する国連主催の国際会議。

○SDGs アクションプラン（P2）

2016（平成 28）年 12 月に策定された SDGs 実施指針で定められた 8 つの優先課題に対し、日本政府が SDGs 推進のための具体的施策を取りまとめたもの。

毎年更新され、アクションプラン 2019 に食育に関する記載が追加された。

○孤食（P2）

家族が違う時間に一人一人食事を摂ること。

これに対し、一人一人が違う料理（献立）を摂ることを「個食」という。

○痩身志向（P2）

標準体型よりもやせ型の体型になることを望むこと。

○地消地産（P2）

従来の地域で生産されたものをその地域で消費する地産地消ではなく、地域で消費するものをその地域で生産すること。

○食育基本法（P4）

2000（平成 12）年に厚生労働省で「21 世紀における国民健康づくり運動」を作成したことを契機に、より広く国民的な運動として食育に取り組んでいく方向性を示すために 2005（2017）年に成立。

○食育推進基本計画（P4）

食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進会議が作成し、施策についての基本的な方針や食育推進の目標を定めるもので、5 年ごとに作成されている。

○どさんこ食育推進プラン（P4）

北海道食の安全・安心条例第 25 条第 1 項に基づき食育を具体的に進めるための計画であるとともに、食育基本法第 17 条第 1 項に規定する都道府県食育推進計画に位置づけられるもの。

○核家族（P5）

社会における家族の形態の一つ。一組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。



テーブルマナー教室



食育授業の様子



the most beautiful
villages in japan

「日本で最も美しい村」連合

美瑛町

北海道

美瑛町食育推進計画策定委員会

令和4年3月策定

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

まちづくり推進課

TEL0166-92-4330/FAX0166-92-4414

E-mail : machi@town.biei.hokkaido.jp